

令和4年度中小企業等外国出願支援事業 (第2次募集)

募集要項

【募集期間】

自：令和4年8月1日（月）

至：令和4年8月31日（水）（17時必着）

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 応募資格	1
4. 補助内容	4
5. 対象経費	4
6. 申請手続	5
7. 審査	7
8. スケジュール・手続きの流れ	8
9. 補助対象者の義務	8

中小企業等外国出願支援事業について

1. 事業の目的

道内中小企業者等の戦略的な外国出願を促進することを目的としています。

2. 事業の概要

道内の中小企業者等が、既に国内に出願している産業財産権（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願）を基に行う外国出願に要する経費の一部を補助します。

3. 応募資格

(1)対象者

次の①～⑥に該当する道内に事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）、若しくは、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）

①次の（ア）、（イ）のいずれかに該当する中小企業者等

（ア）助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等

（イ）助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等

②先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること

③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

④外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と外国特許庁への出願の出願人名義が同一である中小企業者等

⑤「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書」による書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合において同等の書類を提出できる中小企業者等

⑥国及び(公財)北海道中小企業総合支援センター等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者等

【中小企業者の定義(中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号)】

業種	資本金	従業員数
①製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は 情報処理サービス業、その他の業種(②～⑥を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
⑥旅館業	5,000万円以下	200人以下

<留意事項>

- ・「構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者」であれば、農業協同組合、漁業協同組合も対象となります。
- ・次の（ア）～（オ）のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業者に該当しません。
 - （ア）大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
 - （イ）大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
 - （ウ）役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者
 - （エ）資本金又は出資総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
 - （オ）補助金申請時に確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者
- ・事業を営んでいない個人は対象外です。
- ・過去に本補助金を利用して、査定状況報告書及びフォローアップ調査に回答していない場合は対象外です。
- ・別紙「暴力団排除に関する誓約事項 記」に記載されている事項に該当する者が行う事業は対象外です。

(2)対象となる出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。）を行っている出願（以下「基礎出願」という。）であって、次の（ア）～（エ）いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願（以下「外国出願」という。）を行う予定であること。また、次の（エ）マドプロ出願に関しては、日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に交付申請することが必要です。

- （ア）パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法。ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しません。
- （イ）特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）。ダイレクトPCT出願の場合、PCT出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限ります。
- （ウ）意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含みます。
- （エ）標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（マドプロ出願）。

<留意事項>

- ・基礎出願の出願人名義は、交付申請者である中小企業者等であることが必要です。
- ・商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。
- ・商標については、基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳しており、基礎出願と同一内容とみなすことができる案件は対象となります。

- ・特許法等に基づく出願制度が整備されている国への出願のみ対象となります。
- ・受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続（国際段階の各手続）について本補助金では対象外となります。

【対象となる出願の具体例】

（特許）

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

（実用新案）

- ・申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
- ※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

（意匠）

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、年度内に優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願（ハーグ出願）

（商標・冒認対策商標）

- ・申請前に日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）
- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内にマドプロ出願を行う案件
- ・マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件（事後指定とは、国際登録後に、新たに領域指定として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した案件については、事後指定日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。）

4. 補助内容

(1)補助限度額

1 企業及び 1 出願に対する外国特許庁への出願に要する補助金の限度額はそれぞれ次に掲げる金額となります。

① 1 企業に対する 1 事業年度内の補助限度額 300 万円

② 1 出願に対する 1 事業年度内の補助限度額

(イ) 特許出願 150 万円

(ロ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策商標登録出願は除く）
60 万円

(ハ) 冒認対策商標 30 万円

※共同出願の場合には、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。

(2)補助率

対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満切り捨て）

(3)事業期間

交付決定日から令和 5 年 3 月 10 日まで

事業が完了した日から 30 日以内または令和 5 年 3 月 15 日のいずれかの早い日までに所定の報告書にて事業の完了報告を行っていただきます。

5. 対象経費

対象経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	その他特に必要と認められた経費

<留意事項>

- ・外国特許庁への出願時の費用が補助対象となります。
- ・交付決定日から原則として令和 5 年 3 月 10 日までに支出される経費を対象にします。
- ・翻訳費用は代理人等に委託しない場合も補助対象となります。
- ・出願国の制度に照らし必要性が認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）は補助対象となります。
- ・複数国への外国出願に要する費用も補助対象となります。

<対象経費として認められない経費>

- ・交付決定日以前に発生・支払った経費及び令和 5 年 3 月 11 日以降に発生・支払われる経費は補助対象となりません。
- ・日本国内の消費税等、海外の付加価値税及びサービス税等は補助対象となりません。
- ・外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用(出願に不備等があった場合の補正費用等)は、年度内に支払われた費用であっても補助対象となりません。
- ・日本国特許庁に支払う費用（国内出願費用、PCT 出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む）は補助対象となりません。また、受理官庁や日本国特許庁への必要な手数料

(納付手数料等)、日本国特許庁が発行する書類(優先権証明請求書等)に係る費用についても補助対象となりません。)

- ・外国出願と同時にを行う審査請求料は補助対象となりますが、出願後に行った場合は補助対象となりません。
- ・仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用等はその必要性が認められない限り補助対象となりません。

6. 申請手続

(1)募集期間

令和4年8月1日(月) ～ 令和4年8月31日(水) (17時必着)

(2)提出先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

TEL 011-232-2403

(3)申請方法

申請書類を上記提出先へ郵送又は持参により提出してください。

補助金申請システム「jGrants(J グランツ)」を併用した申請も可能です。

jGrants ホームページ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<留意事項>

- ・提出いただいた書類は、お返しできませんので予めご了承ください。
- ・複数案件を申請する場合は、案件ごとに申請書類をご用意ください。

【補助金申請システム「jGrants(J グランツ)」の併用について】

- ・jGrants(J グランツ)は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できます。
- ・jGrants(J グランツ)単独では受付とはなりません。申請書類は、必ず郵送または持参により提出してください。
- ・使用には認証システム「GビズID」を取得する必要があり、申請から取得まで2～3週間程度を要しますので、事前に取得手続きをお願いします。
- ・jGrants(J グランツ)の補助金検索から「【北海道】令和4年度_中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」を選択し、事業者名等を入力し、申請してください(複数案件を申請する場合は、その案件数だけ同じプロセスを行ってください)。

(4)申請書類

申請書類		法人	個人事業主	事業協同組合	商工会・ 商工会議所	NPO 法人
① 所定様式 (*1)	【様式第 1 - 1】間接補助金交付申請書 ※冒認対策商標申請の場合は様式第 1 - 2	○	○	○	○	○
	【様式第 1 - 1 の別紙】協力承諾書（選任弁理士に依頼する場合） ※冒認対策商標申請の場合は様式第 1 - 2 の別紙	○	○	○	○	○
	【様式第 1 - 1 の別添】役員等名簿 ※冒認対策商標申請の場合は様式第 1 - 2 の別添	○	○	○	○	○
②	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	○			○	○
	住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し		○			
	定款			○		
③	会社の事業概要	○				
(*2)	事業者の概要		○			
④	直近 2 期分の決算書の写し等 （貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等）	○		○	○	○
	直近 2 年分の確定申告書の控え等		○			
⑤	基礎出願に係る出願書類	○	○	○	○	○
⑥ (*3)	外国出願に要する経費が確認できる見積書等	○	○	○	○	○
⑦	外国出願に要する経費に関する資金計画	○	○	○	○	○
⑧ (*4)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
⑨	外国出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
⑩	事業展開計画、製品、技術等に関する参考書類	○	○	○	○	○
⑪ (*5)	＜賃上げ加点希望者のみ＞ ・前年度の「法人税申告書別表 1」 ・「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（賃上げ計画の内容によって、申請書類が 4 タイプあります。）	△	△	△	△	△

- (※1)「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、事業協同組合である場合は役員と組合員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載。
- (※2)法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。
- (※3)「見積書等」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。
- (※4)「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。
- (※5)本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。
詳細は 7. 審査（2）審査基準＜賃上げ実施企業に対する加点措置について＞（7～8ページ）をご確認ください。

7. 審査

(1)審査方法

（公財）北海道中小企業総合支援センターが設置する審査委員会において申請書類の審査をし、採否を決定します。

(2)審査基準

- ①助成を希望する外国出願に関し、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断されること。
- ②次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - （ア）助成を希望する外国出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - （イ）助成を希望する外国への商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ④当該間接補助金の交付を受けた中小企業等においては、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第23条の規定による査定状況等の報告を補助事業者が確認できること。

＜賃上げ実施企業に対する加点措置について＞

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ・申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ・企業が加点措置を希望する場合は、申請書類に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出して下さい。本書類は、賃金の引上げを給与総額と平均受給額のどちらで行うか、及び常時使用する従業員の有無によって、【＜給与総額＞中小企業等用（常時使用する従業員がいる場合）】、【＜平均受給額＞中小企業等用（常時使用する従業員がいる場合）】、【＜給与総額＞中小企業等用（常時使用する従業員がいない場合）】又は【＜平均受給額＞中小企業等用（常時使用する従業員がいない場合）】の4タイプがあります。

- ・採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類として、「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票合計表（写し）」の提出が必要です。
- ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。
- ・賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ・なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

<留意事項>

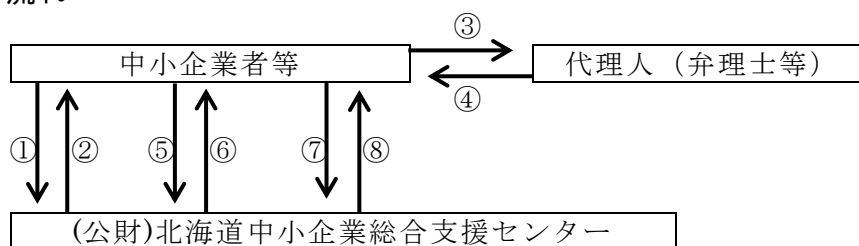
- ・交付の決定を受けた場合、中小企業者等の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について公表される他、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性がありますので予めご了承ください。
- ・審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

8. スケジュール・手続きの流れ

(1) スケジュール

令和4年8月1日（月）～8月31日（金）	募集期間
令和4年10月中旬	審査委員会
令和4年10月中旬	採択・交付決定
令和5年3月10日（金）	事業完了期限
令和5年3月15日（火）	実績報告書提出期限
令和5年3月末	補助金額の確定及び補助金支払い期限

(2) 手続きの流れ



- ① 中小企業者等がセンターへ交付申請書を提出する。
- ② センターは審査委員会による審査の後、採否を決定し、中小企業者等に通知する。
- ③ 中小企業者等が代理人等に外国出願を依頼する。
- ④ 代理人等は外国出願を実施し、出願完了後に必要書類を中小企業者等に提出する。
- ⑤ 事業完了後に中小企業者等はセンターに添付書類とともに実績報告書を提出する。
- ⑥ センターは、補助金の額を確定し、中小企業者等に通知する。
- ⑦ 中小企業者等は、センターに補助金の請求書を提出する。
- ⑧ センターが中小企業者等に補助金を支払う。

9. 補助対象者の義務

本事業の交付決定を受けた申請者は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書に定めた必要書類を添付し実績報告書を提出すること。
- (2) 本事業途中での変更や中止、廃止は、止むを得ない場合以外認められません。
- (3) センターからの求めに応じて、状況報告書を提出すること。
- (4) 本事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに、査定状況をセンターに報告すること。
- (5) 本事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本事業終了後5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等を報告するなど、補助事業に関係する調査に協力すること。

<ご応募・問い合わせ先>

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
TEL：011-232-2403
Mail：jyoseishien@hsc.or.jp
URL： <https://www.hsc.or.jp>

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき